

## 第三期山形県ものづくり分野基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### (1) 促進区域

設定する区域は、本県内陸地域30市町村（山形市、米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町）及び庄内地域5市町（鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町）の行政区域とする。概ねの面積は93万2千ヘクタール程度（山形県面積）である。

本促進区域には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に規定する鳥獣保護区、「自然公園法」に規定する国立公園区域、国定公園区域、県立自然公園区域、「自然環境保全法」に規定する県自然環境保全地域、その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、「自然環境保全法」に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（国指定）、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に規定する生息地等保護区、「自然再生推進法」に基づく自然再生事業の実施地域及びシギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域内には存在しない。

#### (地図)



## (2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

### ア 地理的条件

山形県は、東北地方の日本海側に位置し、蔵王、月山、鳥海、吾妻、飯豊、朝日と日本百名山に数えられる秀麗な山々に囲まれ、「母なる川」最上川が、米沢、山形、新庄の各盆地からなる内陸地域と庄内平野を中心とした庄内地域をつないで流れる、美しく自然豊かな県である。また、メリハリのある四季、人々の暮らす集落と農地や里山とが綾をなす、自然と人が調和する「東洋のアルカディア」、「もう一つの日本」と呼ばれている。

### イ 産業の状況

こうした自然の恩恵を受け、さくらんぼや米をはじめ豊かな農産物を産出する農業県である一方、戦前から昭和40年代初めにかけて、地場産業が発展する形で農業用機械、鋳物、ミシン、繊維、食料品等の製造業の集積が見られた。その後、積極的に企業誘致を展開してきた結果、電気・電子分野の大手企業の立地が進み、従来からの産業とあいまって電気・電子機器、情報通信機器、一般機械等を中心とする東北有数の産業集積が形成されてきた。

### ウ インフラの整備状況

#### (交通)

交通体系としては、広域的幹線交通網の整備が着実に進んでいる。

高規格道路のうち高速道路は、内陸部を縦貫する東北中央自動車道、日本海側を縦貫する日本海沿岸東北自動車道、太平洋側と日本海側を結ぶ東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）の3路線がある。

東北中央自動車道は、令和4年10月に東根北ICから村山本飯田IC間が開通し、首都圏から最上地域までが高規格道路ネットワークで繋がった。また、日本海沿岸東北自動車道は、新潟県境部、秋田県境部の開通に向け工事が進められている。

高速道路以外の高規格道路においても、新庄酒田道路（国道47号）、新潟山形南部連絡道路（国道113号）の整備が着実に進められている。

鉄道は、東京～新庄間を結ぶ山形新幹線が南北に縦断し、東京～山形間は約2時間半で結ばれている。

空路は、山形空港、庄内空港と2つの玄関口があり、山形空港では、令和8年1月現在、東京便、名古屋便、大阪便、札幌便が、庄内空港では東京便が運航しており、利便性の高い交通ネットワークが形成されている。

さらに、重要港湾である酒田港は、本県唯一の貿易港として重要な役割を果たしており、国際定期コンテナ航路は、令和8年1月現在、毎週、韓国便1便、中国・韓国便1便が運航され、国内便も毎週1便運航されており、本県の産業経済活動と広域交流活動を牽引している。

### エ 人口の分布の状況

本県の令和7年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口は1,012,355人、令和2年10月1日時点の面積に基づく人口密度は116人/㎥と、全国で6番目に低い。

また、本県の将来推計人口は、令和2年の約107万人から30年後の令和32年には約71万人となり33.4%減少する見込みである。（図表1）

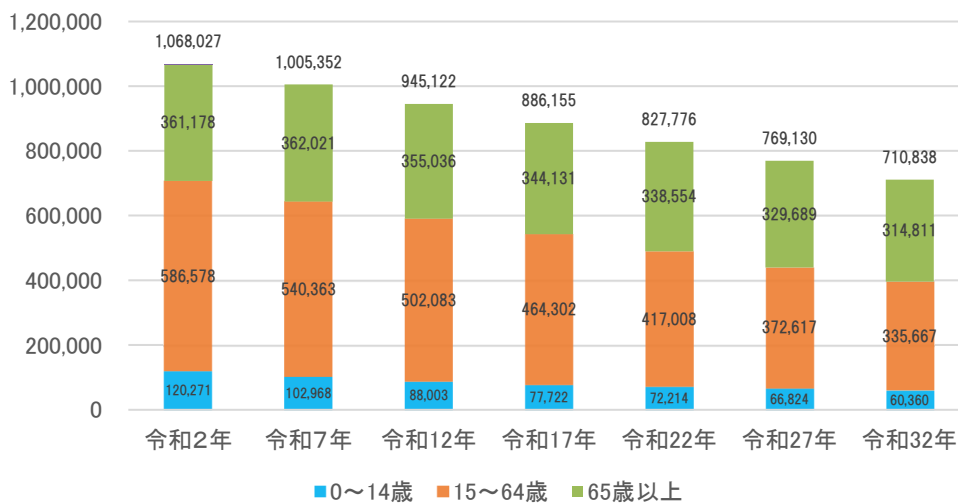
年齢別県外転入・転出者数を見ると、18～24歳の若者の転出超過が目立ち、県全体の転出超過総数の75.1%を占めており、若者の県外流出が県人口の減少の大きな要因となっている。(図表2)

就業人口においても年々減少しており、平成22年から令和2年までの10年間で総数は、4.4%減少し、第1次産業は16.1%、第2次産業は7.3%減少している。

産業別就業人口の構成比をみると、第3次産業が過半数を占めており、近年その比率が拡大してきている。第3次産業では、卸・小売業の比率が最大だが、医療・福祉がこれに次ぐ規模となっている。(図表3)

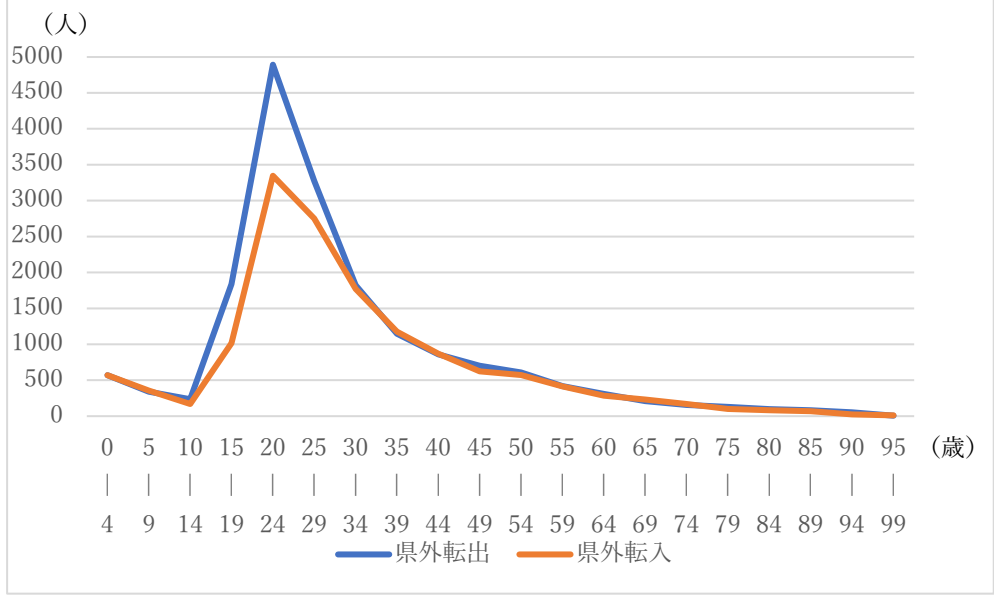
(図表1 山形県の将来推計人口)

### 山形県の将来推計人口



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年3月推計）」

(図表2 年齢別県外転入・転出者数(令和5年10月～令和6年9月))

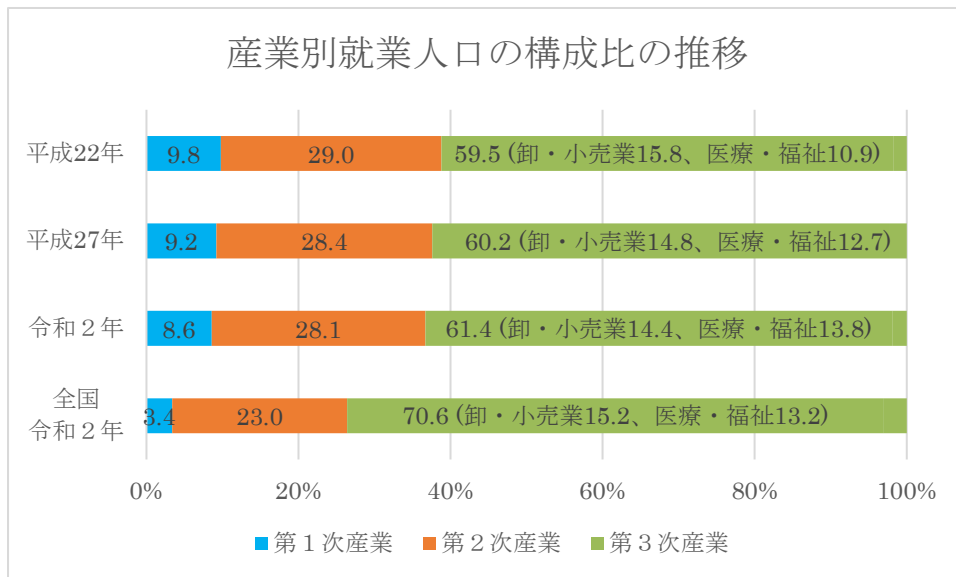


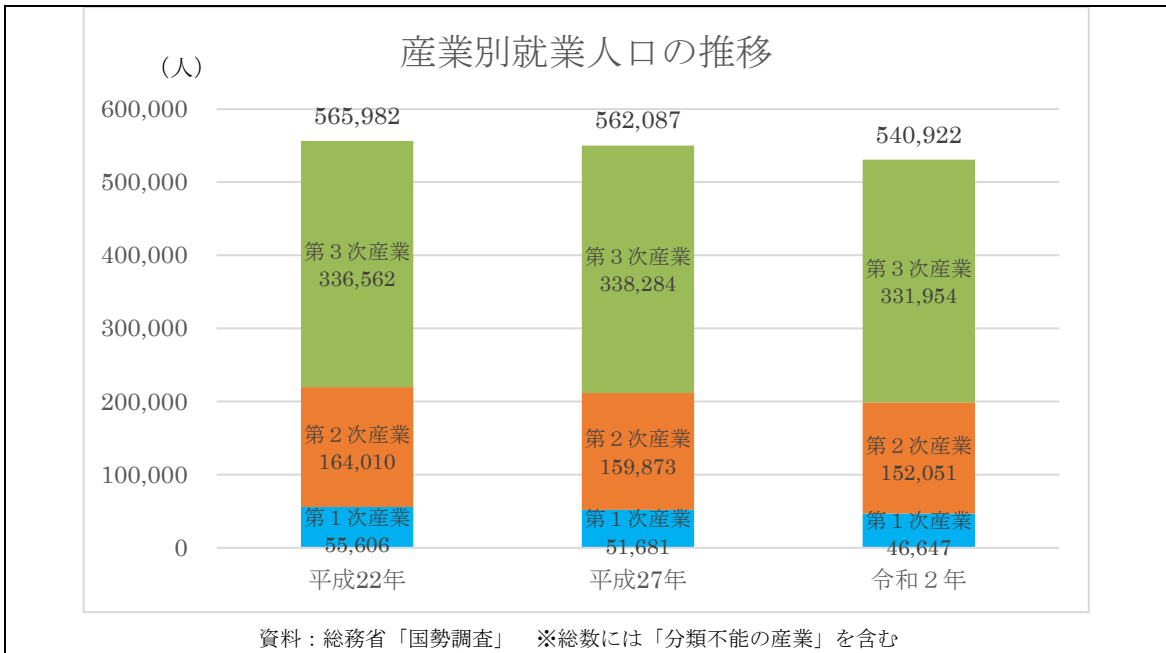
(人)

	県外転入	県外転出	転出超過
18歳	327	770	△ 443
19歳	543	914	△ 371
20歳	456	566	△ 110
21歳	547	735	△ 188
22歳	773	1,256	△ 483
23歳	848	1,441	△ 593
24歳	722	895	△ 173
計	4,216	6,577	△ 2,361

資料「山形県の人口と世帯数」  
調査期間：令和5年10月～令和6年9月

(図表3) 産業別就業人口及び構成比の推移





## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県は雇用者数の約2割、全産業の県内総生産の約3割が製造業（令和4年就業構造基本調査から見た山形県の概況、令和4年度山形県県民経済計算）となっている。また、産業別従業者数の特化係数（産業別の構成比において全国を1とした場合の山形県の数値）においては製造業が1.44（令和3年経済センサス活動調査）と高い値になっており、製造業は産業構造の中核をなしているといえる。

こうした中で本県では、令和7年3月に、今後5年間の産業振興施策の展開と方向を明らかにし、多様な主体との連携による取組みを進めるための共通指針となる「山形県産業振興ビジョン」を策定した。本ビジョンでは、“共創×挑戦で未来を切り拓く”をスローガンとし、「国内外に通用する新たな価値の創出促進」、「将来に渡り持続可能で強靱な産業の構築」、「様々な分野における多様な人材の活躍推進」の3つを重点的取組みの柱と定め、取組みを進めている。

本ビジョンで掲げる重点的取組みのうち「1 国内外に通用する新たな価値の創出促進（2）大学研究等を起点とした産業集積の促進」、「2 将来に渡り持続可能で強靱な産業の構築（3）持続可能な社会づくりに求められる産業分野への参入促進」に基づき、本県の強みである研究分野（高分子・有機材料、バイオテクノロジー関連技術）の産業集積、持続可能な社会づくりに求められる分野（GX、半導体、医療・福祉・健康、食品・農業）に関連する産業への参入拡大を図ることにより製造業付加価値額の増大を目指す。

### (2) 経済的効果の目標

**【経済的効果の目標】**

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	2,159 百万円 (R12)	—

(算定根拠)

1 事業当たりの付加価値額 3,925 万円 (山形県の 1 事業所あたり平均付加価値額 (経済センサス活動調査 (令和 3 年)) を創出する地域経済牽引事業を 55 件 (計画期間) 創出し、促進区域で 2,159 百万円の付加価値を創出することを目指す。

**【5 (3) で指定する業種の経済的効果の目標 (指定する業種ごと)】**

付加価値額	現状	計画終了後	増加率
業種：電子部品・デバイス・電子回路製造業	—	268 百万円 (R12)	—
業種：化学工業	—	121 百万円 (R12)	—
業種：金属製品製造業	—	145 百万円 (R12)	—

(算定根拠 (指定する業種ごと))

これまでの地域経済牽引事業計画の承認実績から以下のとおり目標値を設定する。

①電子部品・デバイス・電子回路製造業

計画終了後の地域経済牽引事業による付加価値創出額 2,159 百万円のうち、電子部品・デバイス・電子回路製造業の割合が 12.4%と想定して目標値を設定。

②化学工業

計画終了後の地域経済牽引事業による付加価値創出額 2,159 百万円のうち、化学工業の割合が 5.6%と想定して目標値を設定。

③金属製品製造業

計画終了後の地域経済牽引事業による付加価値創出額 2,159 百万円のうち、金属製品製造業の割合が 6.7%と想定して目標値を設定。

**【任意記載の K P I】**

(なし)

**3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項**

本基本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の (1) ~ (3) の要件をすべて満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 3,925 万円（山形県の 1 事業所あたり付加価値額（令和 3 年経済センサス—活動調査）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること

- ① 促進地域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 9%（年率 1.8%程度）以上増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 3 人以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

次の区域を重点促進区域として設定する。

【重点促進区域 1】

山形市くぬぎざわ西（山形中央インター産業団地）

山形市豊原・西崎

山形市寺西

米沢市アルカディア一丁目（米沢オフィス・アルカディア）

米沢市八幡原一丁目、二丁目、三丁目、五丁目（米沢八幡原中核工業団地）

新庄市大字福田字福田山（新庄中核工業団地）

寒河江市中央工業団地（寒河江中央工業団地）

長井市今泉字中谷地、今泉字前谷地、歌丸字水木（長井南産業団地）

天童市大字荒谷字堂ノ前、同大字荒谷字長井仏（荒谷西工業団地）

天童市大字山口字大石（山口西工業団地）

尾花沢市大字荻袋字西荻原、同大字荻袋字堂ヶ塚（福原工業団地）

中山町大字岡字金田（なかやま西部工業団地）

河北町大字吉田字花ノ木（花ノ木工業団地）

朝日町大字宮宿字西原（西原工業団地）

川西町大字尾長島字前川原（尾長島工業団地）

川西町大字上小松字道徳、字弥五右衛門前（もみの木町周辺工業地）

川西町大字上小松字観音下、字佐藤屋敷（二井町工業集積地）

飯豊町大字萩生字石箱（飯豊町起業支援施設）

飯豊町大字添川字境見山、同大字添川字金山沢、同大字添川字行人沢（東山工業団地）

設定する区域は、令和7年11月30日現在における地番により表示したものである。  
対象区域の図面は別紙1-1のとおり。

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は1,006ヘクタールであり、山形市豊原・西崎（約20ヘクタール）は全域が農業振興地域整備計画における農用地区域及び市街化調整区域である。

山形市寺西（約13ヘクタール）はうち約6ヘクタールが農業振興地域整備計画における農用地区域であり、その他は農用地区域外農地（第1種農地）である。また、全域が市街化調整区域（約13ヘクタール）である。

本区域は、地域の特性として、東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）と東北中央自動車道の整備が進んでおり、高速道路ICから概ね半径5キロ以内に位置しているほか、山形空港や山形新幹線の各駅との交通アクセスも容易である。

また、山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンターや飯豊町起業支援施設など、高分子・有機材料関連技術の集積も進んでいる。

このことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

各地域の都市計画における用途地域の指定状況は別紙2のとおり。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）については環境保全上重要な地域として、区域から除外している。

なお、本区域には、山形県自然環境保全地域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。

・山形県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画

「第2章 県土利用に関する基本構想 2 利用区分別の県土利用の基本方向 (6) 宅地 イ 工業用地」において、「グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向、産業・物流インフラ等の整備状況及び経済情勢等を踏まえ、環境の保全に配慮しつつ、工業生産に必要な用地の確保を図り、工場内緑地等の保全にも配慮する。また、工場移転、業種転換等に伴って生じる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る」ことを明記している。

また、「第3章 県土の利用区分に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要 2 地域別の概要」において、重点促進区域2が含まれる「(1) 村山地域」については、「教育研究機能等の機能集積の強みを活かし、地域活力を引き出す人材の育成強化、企業との連携による地域イノベーションを促進するとともに、農産物や景観・文化など多様な地域資源の磨き上げにより持続的発展する産業群形成を推進する。また、高速道路網など社会基盤を活かし、周辺各地域との人的・物的交流の拡大に向けて連携を強化する」こと

を明記している。「(2) 最上地域」については、「高速道十字連携軸の整備を促進するとともに、その効果を最大限に活用するためのアクセス道路や拠点施設の整備により、人やモノと地域をつなぐ連携・交流基盤や定住環境の形成を進める」ことを明記している。

「(3) 置賜地域」については、「宮城・福島県や関東・首都圏との近接性を活かした『県南ゲートウェイ』としての発展基盤の確立に向け、交通アクセスの強化を進める」ことを明記している。

- ・山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「第4章 主要な都市計画の決定の方針 第1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」において、産業拠点（既存工業団地、山形北IC周辺）は、周辺の自然環境、住環境との調和に配慮しつつ、産業機能の維持・増進を図り、各地域の産業基盤を支える拠点とすると明記と明記している。

- ・寒河江都市計画区域、河北都市計画区域、西川都市計画区域、朝日都市計画区域及び大江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「第4章 主要な都市計画の決定の方針 第1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 1 主要用途の配置の方針」において、寒河江中央工業団地（寒河江市）、花ノ木工業団地（河北町）、西原工業団地（朝日町）など、現行の工業系用途地域を工業地として位置づけ、周辺環境との調和に配慮しつつ、工業地外に立地する既存工場の移転・集約化を図りながら機能の維持・増進を図ると明記している。

- ・新庄都市計画区域、金山都市計画区域、最上都市計画区域及び真室川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「第4章 主要な都市計画の決定の方針 第1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 1 主要用途の配置の方針」において、新庄中核工業団地（新庄市）など、現行の工業系用途地域を工業地として位置づけ、周辺環境との調和に配慮しつつ、工業地外に立地する既存工場の移転・集約化を図りながら、機能の維持・増進を図ると明記している。

- ・米沢都市計画区域、南陽都市計画区域、高島都市計画区域及び川西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「第4章 主要な都市計画の決定の方針 第1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 1 主要用途の配置の方針」において、米沢八幡原中核工業団地（米沢市）など、現行の工業系用途地域を工業地として位置づけ、周辺環境との調和に配慮しつつ、工業地外に立地する既存工場の移転・集約化を図りながら、機能の維持・増進を図ると明記している。

- ・山形市発展計画2030

「第4章 推進する19の政策 2 政策分野 テーマⅢ しごとを豊かにする」において、半導体等の成長産業や地域における多様な産業との連携により相乗効果を創出する産業の集積を目指すことや、地元企業の事業拡張ニーズに応えるため、公民連携等による新たな産業団地の整備に向けた検討を進めることを明記している。

- ・山形市都市計画マスタープラン地域別構想（金井地区）

山形中央インターチェンジ周辺は、周辺の営農環境との調和に努めながら、産業や交流を生み出す新たな拠点づくりの検討と必要に応じた整備を進めることを明記している（山形市くぬぎさわ西、山形市豊原・西崎）。
- ・山形市都市計画マスタープラン地域別構想（楯山地区）

「3 まちづくりの基本方針」において、工業地・流通業務地と新しい産業系土地利用により雇用の場を確保し、人口の拡大を図ることを明記している（山形市寺西）。
- ・米沢市まちづくり総合計画

「第2部 基本計画 5 後期重点事業」において、東北中央自動車道インターチェンジ付近の計画的な土地利用として、重点的に産業用地の確保に向けた検討・取組を実施することを明記している。

また、「第2部 基本計画 第1章 挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり」において、経営基盤の強化に向けた支援や人材育成、商工団体との連携強化により、既存商工業の経営の安定及び地域内における経済循環の向上等を図ることや、企業立地を促進し、産学官金の連携等による新産業の創出や新たな市場開拓の支援・販路開拓に取り組むことを明記している。
- ・米沢市デジタル田園都市構想総合戦略

「3 基本目標ごとの総合戦略の展開 基本目標1 地域産業に活力があり、市民が安定して働き続けることができる「しごと」を創出します」において、大学等の各種先端技術の研究や成果を活用し、その事業化を支援していくほか、さらなる雇用創出に向けて新しい産業団地の整備に向けた取組を進め、企業立地を促進していくことや、中小企業の販路拡大や生産性向上への支援、人材確保・育成を図るため、各種支援事業を実施することにより、地域内外への高い経済的波及効果を得ることなどに取り組むことを明記している。
- ・米沢市都市計画マスタープラン

「第4章 分野別方針 4-1 土地利用の方針」において、米沢八幡原中核工業団地、米沢オフィス・アルカディアなど産業用地保全地区をはじめとする工業系用途地域へのさらなる機能集積及び非工業系用途地域に立地する工場の移転集約化を推進し、工業地の充実を図ると明記している。
- ・第5次新庄市総合計画

「基本構想 第2章 主要な課題と対応方針 基本課題② 地域経済の活性 対応方針① 企業の成長を支援する」において、工業団地への誘致企業の支援を継続するとともに、市内企業の生産性向上と人材確保のための支援に取り組むことを明記している。
- ・第2期新庄市総合戦略

「基本目標4 地域産業の持続的発展と安定的な雇用を確保する」において、企業の誘

致や基幹産業の振興、高付加価値な農産品・商品の開発、地域に根ざすものづくり産業等の振興を図り、雇用の場の拡大に取り組むことを明記している。

・新庄市都市計画マスタープラン

「第4章 部門別構想 1 土地利用の基本方針」において、新庄中核工業団地と新庄横根山工業団地を工業地として位置づけ、周辺環境との調和に配慮しつつ、その機能の維持・増進を図っていくと明記している。

・新第6次寒河江市振興計画 基本計画

「4 基本政策 第2章 活力と交流を創成するまち 第3節 賑わいを生む商工業振興」において、中心市街地の活性化を図るため、商業後継者、新規起業者を支援しながら、商店街の賑わいづくりに引き続き取り組むことや、地元企業を支援するとともに誘致を進め、安定雇用を図り、市内産業の活性化を目指すことを明記している。

・寒河江市都市計画マスタープラン

「全体構想」において、地域産業の発展と魅力ある産業づくりを推進するため、企業誘致を進めるとともに地元立地企業等を支援し、寒河江中央工業団地の産業の拠点化を促進していくことを明記している。

・長井市第六次総合計画 基本構想

「6 まちづくりの基本目標 基本目標3 分野3-② 工業・流通業」において、新たな産業団地を整備することで、企業進出を促す環境をつくり、新規企業や既存企業との連携を構築できる企業の誘致により、産業の振興と地域経済の活性化を目指すことを明記している。

・長井市都市計画マスタープラン

「第3章 部門別計画 3-1 土地利用計画」において、今泉駅西側（国道113号周辺）を新産業団地として位置づけると明記している。

・第7次天童市総合計画

「第1編 基本構想 第6章 施策の大綱 第2節 産業の活力と魅力あふれるまちづくり」において、地域経済活動の活性化と新たな雇用の場を創出するため、工業団地を整備し、新たな企業誘致を進めることや、企業に対する経営相談や融資制度などの支援を充実し、経営基盤の強化と経営の安定化を図るとともに、人材の育成や労働力の確保を促進し、競争力の高い、持続的な産業の発展に取り組むことを明記している。

・天童市都市計画マスタープラン

「第5章 分野別の方針 1 土地利用の方針」において、既成の工業団地においては、工業や物流業務を中心とした産業の集積を進めると明記している。

・第7次尾花沢市総合振興計画

「前期基本計画 第2章 推進施策 1 産業振興～キラリと光る産業のまち～」において、尾花沢インターチェンジに隣接する交流拠点の強みを活かし、福原工業団地への企業誘致を進めるほか、市内企業の連携による地域循環型共同受注体制の構築、市内での起業・創業の一貫支援を行い、市内企業の強靱化を進めることを明記している。

・尾花沢市第2次都市計画マスタープラン

「第4章 全体構想 2 将来都市構造 (2) 拠点の配置」において、福原工業団地を「産業拠点」に位置づけ、新たな産業誘致に取り組むと明記している。

・第6次中山町総合発展計画

「第2部 基本構想 第5章 土地利用の方針 ③工業ゾーン」において、工業団地、工場適地としての基盤整備を図るとともに、優良企業の誘致や既存立地企業への支援等に努めるなど、新産業の創造や新たな雇用創出のための土地利用の推進を図ること、「第3部 基本計画 第3章 分野別計画 4-2 商工業」において、新規創業を希望する者に対してきめ細やかな相談・支援を実施するとともに、工業団地については、進出希望事業者への用地取得支援等を継続することにより、町内雇用の維持・創出を図ることを明記している。

また、「第4部 中山町まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2章 基本目標 1 なかやまの資源や立地条件を活かした創業支援と雇用の創出」において、なかやま西部工業団地や恵まれた営農環境などのまちの資源や、県都山形市等とアクセスがしやすい立地条件を活かした創業支援と雇用の創出を図ることを明記している。

・中山町都市計画マスタープラン

「第3章 全体構想 3-2 将来都市構造」において、今後中山町が目指すべき将来都市構造が設定されており、なかやま西部工業団地が工業ゾーンと明記されている。

・第8次河北町総合計画

「基本計画 第4章 新たな魅力を発信しにぎわいのある町 第2節 やる気で稼ぐ仕事おこし」において、花ノ木工業団地への産業立地と既存企業に対する支援により、地域経済の活性化を推進することや、町内産の農産物、商品の都市部への販売により商業の振興を図るとともに、魅力ある中心街の賑わいを取り戻すため、空き店舗対策、小売業の役割などに配慮していくことを明記している。

・第2期山形県河北町総合戦略

「Ⅵ 施策の基本的方向、具体的な施策 1 『かほく』の資源を活かした雇用をつくる」において、町の資源や特性を生かし、農林水産業、工業、商業、観光の連携を強化し、起業や商品開発・ブランド化などにより新たな魅力を掘り起こすとともに、積極的に情報発信をし、デジタル技術等も活用しながら地域経済を活性化し、雇用の創出を図ることを明記している。

・第6次朝日町総合発展計画

「Ⅱ 基本計画 1-2 しごとの確保（商工業）」において、今ある企業や事業所のものづくりを応援することとして、町産品の販路拡大とPR強化、企業誘致の推進、設備投資への支援、新規学卒就職者への奨励金、キャリア教育を通じた町内就職へのきっかけづくりに取り組むことを明記している。

・第3期朝日町まち・ひと・しごと創生総合戦略

「Ⅴ 基本目標ごとの数値目標及び具体的な施策 基本目標1 若者たちの地元定着と交流・移住の促進を図る」において、立地条件に捉われずに事業を行うことが可能な業種のサテライトオフィス等の誘致や、個人事業者への支援、工業団地・インフラの整備による受入態勢の充実等に取り組むことを明記している。

・かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）後期基本計画（第2期川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略）

「後期基本計画 分野別目標 3 『挑戦する』まちをつくる（視点3 しごとづくり）」において、工業機能の維持・集積による生産環境の向上や高い競争力を持つ企業の育成、新たな雇用の場の創出・確保や地域経済の活性化を図るための企業誘致促進や誘致企業等に対する経営の安定化に向けた取り組みの充実に取り組むことを明記している。

また、「第2期川西町総合戦略 地域経済活性化プロジェクト」において、各産業の振興、企業誘致や起業支援による雇用の創出を図るとともに、農商工等の各種連携による商品開発やイノベーションの創出を支援することを明記している。

・川西町都市計画マスタープラン

「第3章 基本計画 1 土地利用計画」において、現在の各種施設や機能の集積状況を基本とするとともに主要幹線道路等の優れた交通条件を生かした工業地の形成に資する工業機能の整理、誘導を図ると明記している。

・第5次飯豊町総合計画

「Ⅲ 基本計画 5. 可能性をひらくまち（3）商工業の強化」において、町内の中小企業が、安定的な経営基盤の構築と積極的な事業展開が可能となるような支援を推進すること、企業間連携を促進・強化し、新たな事業の創出等による活力ある企業の育成に努めること、商工業の活性化のために柔軟な補助事業等を展開し、効率的かつ効果的に起業、設備投資等が可能となる環境の整備に努めることを明記している。

・飯豊町 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

「第2章 総合戦略 基本目標5 可能性をひらく種」において、既存工業団地や新しい産業と雇用創出を目的とし、「飯豊町起業支援施設」を中心に起業や産業連携の仕組みを構築し、中小企業の支援を行うことを明記している。

本区域のうち、山形市豊原・西崎、寺西には農用地区域が含まれている。設定する区域において土地利用関係の諸計画との関係性については以下のとおりである。

- ・山形県農業振興地域整備基本方針

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本とした適切かつ厳格な運用を図ることとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする」と明記している。

- ・山形農業振興地域整備計画

住宅用地や工場用地、公園用地として見込まれる農用地、及び地理的条件や周辺の環境条件により農業の近代化を図ることが相当でない農地を除いた優良農地について整備保全を図っていく」と明記している。

- ・山形県国土利用計画（第五次）

グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向、産業・物流インフラ等の整備状況及び経済情勢等を踏まえ、環境の保全に配慮しつつ、工業生産に必要な用地の確保を図り、工場内緑地等の保全にも配慮すると明記している。

- ・第5次山形市国土利用計画

地場産業の振興や企業誘致を積極的に推進し、安定した雇用の確保と地域活性化を図るため、高速道路のインターチェンジや主要幹線道路の結節点など交通条件が優れた地域や既存団地周辺に必要な用地の確保を図ると明記している。

- ・山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

東北中央自動車道及び東北横断自動車道酒田線の高速度交通ネットワークを活かして、工業地としての機能の集積と充実を図ると明記している。

- ・山形市都市計画マスタープラン分野別構想

都市計画に関する基本的な方針では山形北インターチェンジ周辺と山形中央インターチェンジ周辺を産業系業務地想定地区に位置付けており、山形市の方針と合致している。

なお、遊休地に関しては市街化された区域において、まとまった遊休地は存在せず、また、遊休農地の多くは山間部に位置し、交通アクセスが不便であることや現実的に面的整備が困難であることから、産業用地としての活用は難しい状況である。そのため、地域の特性を活用しながら自動車などのものづくり関連事業を展開できる余地のある区域は存在しない。

また、山形市内にある8つの既存の工業・産業団地は全て分譲を終えており、企業ニーズに対応するための新たな分譲可能な空き用地は存在しない。

さらに、山形市寺西の山形北インター産業団地は、令和8年度分譲に向けて整備を進めている。分譲面積を超える問合せが寄せられており、全ての企業ニーズに対応することが難しい状況である。

やむを得ず地域経済牽引事業に供する施設を整備する場合においては、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で最小限の面積をそ

の用に供することとする。

なお、山形市豊原・西崎は、全域が農業振興地域整備計画における農用地区域及び市街化調整区域（約 20 ヘクタール）であり、今後具体的な開発の見通しが立った段階で「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」への追記を行う。

合わせて山形市寺西（約 13 ヘクタール）は、うち約 6 ヘクタールが農業振興地域整備計画における農用地区域であり、その他は農用地区域外農地（第 1 種農地）である。また、全域が市街化調整区域（約 13 ヘクタール）である。今後具体的な開発の見通しが立った段階で「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」への追記を行う。

### 【重点促進区域 2】

鶴岡市宝田一丁目、二丁目（鶴岡中央工業団地）

鶴岡市宝田三丁目（鶴岡東工業団地）

鶴岡市大宝寺字日本国、覚岸寺字水上（鶴岡西工業団地）

鶴岡市覚岸寺字水上、荒井京田字荒田、本田字八百地（鶴岡西産業団地（仮称））

鶴岡市覚岸寺字水上、同北京田字下鳥ノ巣、同大宝寺字日本国（鶴岡バイオサイエンスパーク）

鶴岡市下清水字内田元（鶴岡鉄工団地）

鶴岡市山田字油田、同矢馳字下矢馳、同大山字向町、同大山字天保恵、同栢屋字天保恵（鶴岡大山工業団地）

鶴岡市藤浪一丁目、三丁目、同上藤島字上川原（藤島南工業団地）

鶴岡市田代字広瀬（櫛引東工業団地）

鶴岡市上山添字神明前、同中田字八幡、同丸岡字町の内（櫛引西工業団地）

鶴岡市下山添字庄南、同丸岡字鳥飼（庄内南工業団地）

鶴岡市羽黒町赤川字地蔵俣（赤川工業団地）

鶴岡市越中山字谷口（庄内あさひ産業団地）

鶴岡市水沢字大布目、同大広字山崎、同大荒字大戸前、同大荒字長面、同西目字殿田、同西目字京田沖（西目工場適地）

鶴岡市平成町、同友江字川向（大山東工場適地）

鶴岡市渡前字大坪（渡前工場適地）

鶴岡市柳久瀬字武良免、同柳久瀬字新大坪、同柳久瀬字大坪（柳久瀬工場適地）

鶴岡市常盤木字関口（常盤木工場適地）

酒田市京田四丁目（酒田京田西工業団地）

酒田市宮海字南浜（酒田臨海工業団地）

三川町大字押切新田（落合工業団地）

三川町大字神花、大字青山（天神堂工業団地）

三川町大字青山（みかわ産業団地）

庄内町家根合字中荒田（庄内臨空工業団地あまるめ）

遊佐町藤崎字茂り松（鳥海南工業団地）

遊佐町比子字青塚、同比子字白木（遊佐西部工業団地）

設定する区域は、令和7年11月30日現在における地番により表示したものである。  
対象区域の図面は別紙1-2のとおり。

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は789ヘクタール程度であり、農用地区域は存在しない。本区域は、地域の特性として、東北横断自動車道酒田線(山形自動車道)と日本海沿岸東北自動車道の整備が進んでおり、高速道路ICから概ね半径5キロ以内に位置しているほか、庄内空港や酒田港との交通アクセスも容易である。

また、Spiber社やヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ社などのバイオベンチャーの誕生や国立がん研究センターとの連携研究拠点など、慶應義塾大学先端生命科学研究所が有するバイオテクノロジー関連技術の集積も進んでいる。

このことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

各地域の都市計画における用途地域の指定状況は別紙2のとおり。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)については、環境保全上重要な地域として、区域から除外している。

なお、本区域には、山形県自然環境保全地域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。

また、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

・山形県国土利用計画(第五次)・土地利用基本計画

「第2章 県土利用に関する基本構想 2 利用区分別の県土利用の基本方向 (6) 宅地 イ 工業用地」において、「グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向、産業・物流インフラ等の整備状況及び経済情勢等を踏まえ、環境の保全に配慮しつつ、工業生産に必要な用地の確保を図り、工場内緑地等の保全にも配慮する。また、工場移転、業種転換等に伴って生じる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る」ことを明記している。

また、「第3章 県土の利用区分に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要 2 地域別の概要」において、重点促進区域2が含まれる「(4) 庄内地域」について、「バイオテクノロジーをはじめとする先端技術分野や、多彩な食材と料理人の技が創り出す「食の都庄内」のブランド価値など、『庄内』の強みを活かし高い付加価値を創出する産業群の形成を目指す。また、ゲートウェイ機能を活用した『人』と『モノ』の交流拡大に向け、その発展を支える高速交通網や庄内空港、酒田港の機能強化など社会基盤の形成に取り組んでいく」ことを明記している。

- ・鶴岡都市計画区域、余目都市計画区域及び三川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「第4章 主要な都市計画の決定の方針 第1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 1 主要用途の配置の方針」において、産業拠点（既存の工業団地及び北部サイエンスパーク地区）は、周辺の自然環境、住環境との調和に配慮しつつ、産業機能の維持・増進を図り、各地域の産業基盤を支える拠点とすると明記している。

- ・酒田都市計画区域、八幡都市計画区域及び遊佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「第4章 主要な都市計画の決定の方針 第1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 1 拠点の配置方針」において、産業拠点（既存の工業団地）は、周辺の自然環境、住環境との調和に配慮しつつ、産業機能の維持・増進を図り、各地域の産業基盤を支える拠点とすると明記している（三川町（落合工業団、天神堂工業団地、みかわ産業団地）、庄内町（庄内臨空工業団地あまるめ））。

- ・第2次鶴岡市総合計画

「1 基本構想 第3 施策の大綱 5 商工と観光」において、成長性の高い企業の集積を図り、地域外からの企業立地と地域内の企業や事業所の設備等の投資を促進することや、市に立地する高等教育機関、研究機関の研究教育活動の充実やベンチャー企業の事業活動の成長を支える環境整備に取り組むことを明記している。

- ・鶴岡市デジタル田園都市構想総合戦略

「第1部 鶴岡市総合戦略略 第1 鶴岡市総合戦略における地方創生 基本目標1 安心して働いていくためのしごとをつくり、担い手を育てる」において、高等教育機関、研究機関による研究教育活動やベンチャー企業の成長を支える環境整備を進めるとともに、新たなビジネス展開等の支援、食文化創造都市鶴岡としての食の産業面からの振興に取り組むなど、地域内企業の成長力強化を図ることを明記している。

- ・鶴岡市都市再興基本計画

産業構造の変化や新たな産業展開に対応した、付加価値の高い工業の集積、生産拡大に向けた既存工業団地の有効活用、必要な研究開発環境の整備により産業集積を進めることを明記している。

- ・酒田市総合計画

「3 基本計画 第2章 地域経済が活性化し、『働きたい』がかなう酒田」において、新たな企業立地、企業のさらなる事業拡大に結び付くよう、オーダーメイド型の支援を継続するとともに、企業への支援を通して地域経済への波及効果を高めることや、酒田港、庄内空港、日本海東北自動車道、新庄酒田道路といった物流インフラの整備促進に向けて取り組むことを明記している。

・酒田市都市計画マスタープラン

「8 都市づくりの方針 8-1 土地利用の方針 (2) 土地利用の方針 3) 一般市街地 3-3) 工業地」において、高速道路・港湾・空港・鉄道の結節点としての交通便利性等の優位性や、既存の様々な産業集積や新たな産業立地の動き等の活力源を活かして、地区の特性にあわせた工業・流通系の土地利用を進めると明記している。

・第4次三川町総合計画

「基本計画 基本目標3 創造力にあふれ豊かさを実感できるまち 3-1 活力に満ちた産業の育成と雇用の創出」において、本町の立地環境をいかし、産業団地等への企業誘致や新産業の創出を積極的に推進し、新規雇用の拡大に努めることを明記している。

・第2期三川町Mターン戦略

「【第2編】総合戦略 6. 「まち・ひと・しごと創生」重点戦略 1-1 新たな産業を創出する企業立地と拡充支援」において、庄内の中心に位置する交通の要衝としての地の利を生かした産業団地の拡張に取り組むことにより、地域への経済波及効果の高い優良企業や新産業へチャレンジする企業を積極的に誘致します。また、新たな技術力と競争力の高い企業への成長を促進するため、人材の育成・確保に取り組む地元企業に対し支援を行うことを明記している。

・第2次庄内町総合計画後期基本計画

「第4章 豊かで活力に満ちた産業のまち 2 商工業・新産業」において、各企業における人材や後継者の確保及び育成、各企業の受注体制の強化への支援を行うとともに、雇用の場の拡充と新たな活力の創出に向け、企業誘致の推進と立地環境・条件の整備検討に取り組むことを明記している。

・第2期庄内町まち・ひと・しごと創生総合戦略

「第2章 基本目標ごとの取り組み 基本目標1 しごとをつくる」において、6次産業化の取り組みや、商工業・観光業のさらなる活性化並びに起業・事業継承に対する支援など、雇用機会の確保や創出につながる町の特性を生かした産業政策に取り組むことを明記している。

・遊佐町総合発展計画

「第2編 基本構想 第1章 まちづくりの基本方針 第2節 基本目標 I 地域の特性を活かした産業振興と多彩な働き場の構築《産業振興》」において、企業誘致に積極的に取り組んでいくとともに、基幹産業である農林漁業の担い手確保や生産性向上、販路拡大などの施策とを総合的に取り組むことで、既存産業の強化につなげていくことを明記している。

・遊佐町都市計画マスタープラン

「第4章 全体構想 1 土地利用の方針 (6) 産業振興活力ゾーン」において、西遊佐地区において、用途地域に指定されたエリアを産業振興活力ゾーンと位置づけ、

地域の経済効果や雇用創出をもたらす工場や業務施設の誘致を積極的に進めると明記している。

・第2期まち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略

「政策分野Ⅰ 地域ブランド化の取り組みをすすめ、安心して働ける環境をつくる 施策2 企業誘致活動の推進と既存企業への新規雇用支援」において、土地の有効活用により、再生可能エネルギー関連事業等、広範な分野での企業進出を促すとともに、地方の良さを生かしながら、ねばり強い企業誘致活動を行うことや、既存企業の経営安定化を支援するとともに、事業規模の拡大や新たな設備投資に対する支援を行い、新たな雇用の創出をめざすことを明記している。

本区域のうち、鶴岡市覚岸寺字水上、荒井京田字荒田、本田字八百地地区は全域が農用地区域及び市街化調整区域である。設定する区域において土地利用計画の諸計画との関係性については以下のとおりである。

・山形県農業振興地域整備基本方針

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本とした適切かつ厳格な運用を図ることとするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとすると明記している。

・鶴岡農業振興地域整備計画

企業誘致においては、空路・陸路の高速交通や産学連携における環境面での優位性をアピールし、更なる立地を促進しているとしている。以上のことから、当該区域の活用は、鶴岡市農業振興地域整備計画との整合が図られている。

・鶴岡市国土利用計画（第二次）

工業用地については、本市経済の基盤として、産業構造の変化や新たな産業展開に対応した付加価値の高い工業の集積と生産拡大に向け、必要な用地の確保を図ると明記している。

・鶴岡都市計画区域、余目都市計画区域及び三川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針都市基盤・都市機能の充実や雇用の場の確保などを進め、圏域の産業が成長する活力ある都市を目指すことを明記している。

なお、遊休地に関しては市街化された区域において、まとまった遊休地は存在せず、また、遊休農地の多くは山間部に位置し、交通アクセスが不便であることや現実的に面的整備が困難であることから、産業用地としての活用は難しい状況である。そのため、地域の特性を活用しながら電子・デバイス部品などの関連事業を展開できる余地のある区域は存在しない。

また、鶴岡市内にある11の既存の工業・産業団地のうち9つは全て分譲を終えており、

残り2つについても完売の見込みである。このため、新たな企業ニーズに対応するための分譲可能な空き用地は存在しない。

(2) 区域設定の理由

【重点促進区域1】

本区域は、上記のとおり、ものづくり分野において地域経済牽引事業の促進に適した工業団地及び産業団地等であり、概ねの面積は、全体で約1,006ヘクタールである。

当該工業団地等は東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）及び東北中央自動車道沿いに整備されていることから、交通インフラが充実しており、今後さらなる整備も進む見込みがある。また、山形大学工学部の技術を活用した産業集積も見込めることから、ものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。このため、これらの区域において、工場立地法の特例を活用する。

【重点促進区域2】

本区域は、上記のとおり、ものづくり分野において地域経済牽引事業の促進に適した工業団地及び産業団地等であり、概ねの面積は、全体で約789ヘクタールである。

当該工業団地等は東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）及び日本海沿岸東北自動車道沿いに整備されていることから、交通インフラが充実しており、今後さらなる整備も進む見込みがある。また、慶應義塾大学先端生命科学研究所の技術を活用した産業集積も見込めることから、ものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。このため、これらの区域において、工場立地法の特例を活用する。

また、鶴岡バイオサイエンスパークは、同地内に立地する慶應義塾大学先端生命科学研究所の研究成果等を活用したベンチャー企業等が集積し、研究開発に係るコミュニティを一体として形成しているものである。今後同パーク内のベンチャー企業の工場整備等を行う場合、慶應義塾大学先端生命科学研究所等との密接な相互関係から同パーク内に整備を行うことが最も適当であること及び同パーク周辺には最適な遊休地等が存在しないことから、重点促進区域として設定することとする。なお、鶴岡バイオサイエンスパークは、工場立地にあたって土地利用調整が必要な市街化調整区域を15.1ヘクタール含んでいることから、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

別紙3のとおり。

設定する区域は、令和7年11月30日現在における地番により表示したものである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

【地域の特性①】山形県の大学や研究機関などが保有する高分子・有機材料、バイオテクノロジー関連技術を活用した産業の集積

【活用戦略】成長ものづくり

【地域の特性②】山形県の持続可能な社会づくりに求められる分野（GX、半導体、医療・福祉・健康、食品・農業用機械）における産業の集積

【活用戦略】成長ものづくり

【地域の特性③】山形県の強みのある地域産業（電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、窯業・土石製品製造業、繊維工業等）の集積

【活用戦略】成長ものづくり

【地域の特性④】山形県のものづくり産業を支える高等教育機関等の人材を活用した企業支援型サービス等の産業の集積

【活用戦略】成長ものづくり

(2) 選定の理由

【地域の特性①】山形県の大学や研究機関などが保有する高分子・有機材料、バイオテクノロジー関連技術を活用した産業の集積

【活用戦略】成長ものづくり

山形大学が有する高分子・有機材料関連技術、慶應義塾大学先端生命科学研究所有するバイオテクノロジー関連技術を核とした産業の集積が進んでいる。

高分子・有機材料関連技術では、山形大学において国際的研究拠点が形成されており、世界最先端の研究開発及び実用化の取組みが進められている。

「有機EL照明」については、発光効率の高い有機ELパネルの開発を照明用有機ELパネルの製造会社と山形大学が共同で実施している。

また、バイオテクノロジー関連技術においては平成13年に鶴岡市に設置された慶應義塾大学先端生命科学研究所有て、ゲノムデザイン技術やプロテオーム解析技術、そして世界最先端のメタボローム解析技術を中核とする研究開発により、世界をリードしてきた。

鶴岡市では、同研究所の設置に伴い、研究開発型企業や試験研究機関等の集積の受け皿となる「鶴岡サイエンスパーク」を開設し、同研究所バイオラボ棟に隣接して、「鶴岡市先端研究産業支援センター（レンタルラボ）」を整備し、メタボローム研究と産業創造の拠点の形成に取り組んでいる。

そして、同研究所からは、世界初の合成クモ糸繊維の量産技術確立に取り組むSpiber社やメタボローム解析で海外展開を拡大するヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ社など、これまで8社のバイオベンチャーが立ち上がり、400名を超える雇用を生み出している。

また、平成29年4月には、同研究所と国立がん研究センターとの連携研究拠点も設置され、共同研究が開始されるなど、研究機能の集積が着実に進行している。

令和4年11月には、鶴岡市先端研究産業支援センターに新棟を整備してレンタルラボを増設した。既存の貸室を含めてほぼ満室状態が続いている。

さらに、地元開発業者により複合型宿泊施設や子育て支援施設が設置され、研究者の

生活環境が整備されている。

県では、平成 23 年に鶴岡市や関係企業、県内産業支援機関及び金融機関等で構成される「バイオクラスター形成推進会議」を立ち上げ、バイオクラスター形成に向けた情報共有と合意形成を図るとともに、県内産業支援機関や金融機関と協力しながら産学官金の連携による支援体制を構築し、同研究所の研究シーズを活用した県内企業との共同研究や事業化の促進、コーディネート活動によるマッチングなど、研究成果の県内波及に向け、支援を行っている。

**【地域の特性②】山形県の持続可能な社会づくりに求められる分野（GX、半導体、医療・福祉・健康、食品・農業用機械）における産業の集積**

**【活用戦略】成長ものづくり**

本県では、令和 7 年 3 月に策定した「山形県産業振興ビジョン」において、持続可能な社会づくりに求められる分野への参入を促進することとしている。

GX 関連産業については、本県では令和 2 年 8 月に、2050 年までに温室効果ガス実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた 2050 年」を宣言して様々な取組みを実施している。具体的には、令和 7 年 6 月に「やまがた GX・CN 研究会」を設立し（令和 7 年 11 月時点の会員数 49 社・団体）、GX や CN への対応に意欲的な県内企業等に対し、関連する技術情報の提供や技術開発等を支援するとともに、会員相互の連携・交流を促進することで、県内企業の GX 関連産業への参入促進を図っている。また、再生可能エネルギー関係では、洋上風力発電や水素関連事業のサプライチェーン参入を支援している。発電用等電気機械器具製造業を含む電気機械器具製造業は、事業所数 145 事業所（山形県の工業-2024 年経済構造実態調査）で、県内で 5 位の産業となっており、県内企業の参入が期待できる。

半導体関連産業については、平成 23 年 1 月に「山形県半導体関連産業研究会」を設立し（令和 7 年 11 月時点の会員数 169 社・団体）、半導体関連企業、大学等の研究教育機関、産業支援機関、行政機関等が連携して県内の半導体関連産業の振興を図っている。また、半導体素子製造業など半導体関連製品の製造を含む電子部品・デバイス・電子回路製造業は、付加価値額 515,330 百万円（山形県の工業-2024 年経済構造実態調査）で、本県が全国で 1 位の産業となっており、持続可能な社会づくりに向けて重要な産業となっている。

医療・福祉・健康関連産業については、医療分野において都道府県別医薬品生産金額が約 4,084 億円（令和 5 年薬事工業生産動態統計年報）で、全国第 11 位となるなど、本県において強みをもつ産業となっている。平成 28 年 5 月には「山形県次世代医療関連機器研究会」を設立し（令和 7 年 11 月時点の会員数 120 社・団体）、新たな医療関連機器の開発に向けた県内企業の技術力向上、人材育成、取引の拡大を支援している。

食品・農業用機械関連産業について、まず、食品では、食料品製造業が、事業所数で 15.3%（山形県の工業-2024 年経済構造実態調査）、従業者数で 14.5%（山形県の工業-2024 年経済構造実態調査）と、いずれも県内で最も多いほか、付加価値額は約 1,136 億円（山形県の工業-2024 年経済構造実態調査）と県内で 3 番目に多い産業となっている。また、農業用機械製造業の付加価値額も、約 73 億円（山形県の工業-2024 年経済構造実態調査）と全国で 11 番目に高い額となっており、持続可能な社会づくりに寄与

する産業となっている。

**【地域の特性③】** 山形県の強みのある地域産業（電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、窯業・土石製品製造業、繊維工業等）の集積

**【活用戦略】** 成長ものづくり

本県においては、「1（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）」でも述べたように、それまでの地場産業が発展した形で、機械、鋳物、ミシン、繊維などの産業の集積が見られる。これらの産業は現在も重みがある分野であり、電気機械器具製造業は従業員数が6,213人（山形県の工業-2024年経済構造実態調査）で県内第4位、電子部品・デバイス・電子回路製造業は付加価値額が5,153億円（山形県の工業-2024年経済構造実態調査）で県内第1位、鋳物等を含む窯業・土石製品製造業は従業者1人当たりの付加価値額が1,213万円（山形県の工業-2024年経済構造実態調査）で県内第4位、繊維工業は事業所数が227事業所（山形県の工業-2024年経済構造実態調査）で県内第4位の産業となっている。従業者数の特化係数を見ても、電気機械器具製造業0.94、電子部品・デバイス・電子回路製造業2.81、鋳物等を含む窯業・土石製品製造業1.37、繊維工業1.84（令和3年経済センサス—活動調査）と、他地域に比較しても優位な集積であり、これらの特化した産業を活用した地域経済牽引事業の創出も、本県経済にとっては重要である。

また、上述の産業の多くは小物部品等の完成工場や最終消費地との距離に比較的依存しない産業であり、こうした特長を活かす物流も活用することで、更なる成長を生むことが可能である。

**【地域の特性④】** 山形県のものづくり産業を支える高等教育機関等の人材を活用した企業支援型サービス等の産業の集積

**【活用戦略】** 成長ものづくり

本県では、先に挙げた山形大学の有機エレクトロニクス研究拠点や慶應義塾大学先端生命科学研究所のバイオテクノロジー研究拠点が、利用者が年間5千人を超えるなど、大きな経済効果を持つ都市施設となっている。また、令和7年現在で、これらの研究拠点に関連する産業技術を活用して、23社のベンチャー企業が誕生している。

こうした中、企業支援型のサービスのニーズが年々増加している。具体的には、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業及びコールセンター業等のサポートへのニーズである。

山形県では、これらの企業支援型のサービスを提供する人材について、高校卒業者のうち生産工程分野及び専門的・技術的職業分野への就職割合が約5割を占めているなど、供給力が高い。更に、先端技術では山形大学や慶應義塾大学先端生命科学研究所から、プロダクトデザイン等に関しては東北芸術工科大学デザイン工学部から、それぞれ優秀な人材が地域に供給されている。また、山形県産業創造支援センター、山形県高度技術開発センターといったインキュベーション施設の整備や、「山形県ソフト産業立地促進補助金」（補助金額最大10億円）の創設により、ソフトウェア開発やコールセンター等の企業立地促進を図っており、若者や女性が就業できる業種の育成が進んでいる。

加えて、本県の共働き世帯割合は58.3%（令和4年就業構造基本調査から見た山形

県の概況)と全国2位であり、育児をしている女性の有業率がどの年齢階級でも全国の割合より高く、育児と仕事を両立している女性人材を多く活用できる環境にある。

このように、ニーズが大きくなりつつある企業支援型のサービスを大きな産業へと成長させるため、当該分野の地域経済牽引事業の創出が必要となっている。

(3) 地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する業種

- ①電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ②化学工業
- ③金属製品製造業

(4) 指定の理由

①電子部品・デバイス・電子回路製造業については、令和3年の県内における総付加価値額のうち、電子部品・デバイス・電子回路製造業の付加価値額の占める割合は4.24%（令和3年経済センサス—活動調査）と同年の全国における総付加価値額のうち、同業種の付加価値額の占める割合1.97%と比べて1%以上高くなっている。また、売上（収入）金額の伸び率は、56.1%（令和3年経済センサス—活動調査）と基準値である10%を上回っている。

山形県では、山形県産業振興ビジョンで掲げる重点的取組みのうち「2 将来に渡り持続可能で強靱な産業の構築（3）持続可能な社会づくりに求められる産業分野への参入促進」において、半導体などの持続可能な社会づくりに寄与する産業分野への参入を促進することとしおり、令和7年度には半導体関連産業の人材育成、取引拡大などの支援を実施している。

②化学工業については、令和3年の県内における付加価値額の直近5年間の増加率は、252.17%（令和3年経済センサス—活動調査）と同業種に係る全国における付加価値額の直近5年間の増加率5.39%（平成28年経済センサス—活動調査）と比べて5%以上高くなっている。また、売上（収入）金額の伸び率は、11.5%（令和3年経済センサス—活動調査）と基準値である10%を上回っている。

山形県では、山形県産業振興ビジョンで掲げる重点的取組みのうち「2 将来に渡り持続可能で強靱な産業の構築（3）持続可能な社会づくりに求められる産業分野への参入促進」において、医療などの持続可能な社会づくりに寄与する産業分野への参入を促進することとしており、令和7年度には国立がん研究センター（鶴岡連携研究拠点）が行っている製薬企業との共同研究や新規薬剤の開発に向けた臨床試験などの支援を実施している。

③金属製品製造業については、令和3年の県内における付加価値額の直近5年間の増加率は、11.78%（2024年経済構造実態調査）と同業種に係る全国における付加価値額の直近5年間の増加率6.51%（2019年工業統計調査）と比べて5%以上高くなっている。また、売上（収入）金額の伸び率は、24.1%（2024年経済構造実態調査）と基準値である10%を上回っている。

山形県では、山形県産業振興ビジョンで掲げる重点的取組みのうち「2 将来に渡り持

持続可能で強靱な産業の構築 (3) 持続可能な社会づくりに求められる産業分野への参入促進」において、半導体(半導体製造装置に必要な精密金属部品の製造を含む)などの持続可能な社会づくりに寄与する産業分野への参入を促進することとしており、令和7年度には半導体関連産業の人材育成、取引拡大などの支援を実施している。

以上のことから、本県の地域経済の発展・成長に特に資するものであるため、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「化学工業」及び「金属製品製造業」の3つの業種を指定するもの。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を活かして、ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ① 地方税の課税免除制度の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の地方税について、課税免除を行う。

#### ② 地方創生施策関係

地域未来交付金等の地方創生施策関係制度を活用し、県工業技術センターを中心とした技術相談機能の充実を図り、企業の支援ニーズに対応した高付加価値分野への参入や事業拡大を促進するとともに、高分子・有機材料やバイオテクノロジーといった本県の強みである技術を生かした事業化の流れを更に加速し、産業集積へつなげる。また、本県のものづくり人材の育成を図るための研修会の開催など、産学官が連携した人材育成の取組みを進める。

地域の特性との関係は以下のとおりである。

イ) 山形県の大学や研究機関などが保有する高分子・有機材料、バイオテクノロジー関連技術を活用した成長ものづくり分野においては、これらの機関が有する研究シーズを活用するベンチャー企業や民間事業者の取組み等の支援を行っていく。

・山形大学と県内企業との高分子・有機材料に関する共同研究への支援、慶應義塾大学先端生命科学研究所の研究成果の活用、を促進するためのコーディネート活動等の総合的な支援。

ロ) 山形県の持続可能な社会づくりに求められる分野(GX、半導体、医療・福祉・健康、食品・農業用機械)における産業の集積を活用した成長ものづくり分野においては、民間事業者に対して、これらの分野への参入支援、取引拡大の支援を行う。

・やまがたGX・CN研究会を中心とした県内企業、産業支援機関等の連携促進により、GX・CNへの対応に意欲的な県内企業等に対し、関連する技術情報の提供や技

術開発等を支援するとともに、会員相互の連携・交流を促進。

ハ) 山形県の強みのある地域産業（電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、窯業・土石製品製造業、繊維工業等）の集積を活用した成長ものづくり分野においては、これらの産業集積を利用し更なる成長を生むため、工場の新設等の設備投資や、雇用を促進し、地域産業の促進につながる民間事業者の取組等の支援を行っていく。

- ・世界トップシェアの車載リレーをはじめ、ハイブリッド車や電気自動車にも使用される製品の製造を行い、事業の拡大や地域産業の促進、雇用の促進、人材育成など幅広く地域を牽引する製造業の民間事業者の取組みの支援。
- ・精密機械・プレス・金型・板金、樹脂切削及び段ボール等の独自の加工技術を有する企業の国内外における販路開拓及び人材育成の強化に係る取組み等の支援。

ニ) 山形県のものづくり産業を支える高等教育機関等の人材を活用した企業支援型サービス分野においては、ソフトウェア開発や製品サポート等を行う民間事業者等の取組みを支援していく。

- ・慶應義塾大学先端生命科学研究所における革新的な研究シーズを基礎技術として立ち上げたバイオベンチャー企業の事業化及び事業拡大に向けた取組み等の支援。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

- ① 山形県工業技術センターが有する分析・解析結果、技術情報の情報提供  
地域企業の技術力向上のために、公設試験研究機関が保有している情報であって資料として開示している情報について、インターネットで公開する。
- ② 地域情報  
本県では、人口や交通等の社会基盤、各種経済指標等の統計調査結果をホームページ上で公開しており、これについて事業者がデータとして活用できるよう周知を図る。
- ③ 個人情報保護  
上記①、②を進めるにあたっては、山形県個人情報保護条例に基づき、個人情報が保護されるよう適切な管理を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

山形県産業労働部産業技術イノベーション課において、事業者の抱える課題解決のための相談を受け付ける。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、事案の性質に応じ、必要な場合は知事や関係市町村にも相談した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

山形県工業技術センターの有する機械設備等の積極的な活用を促進するとともに、企業が共同で利用できる高度試験研究機器の導入など機能面での充実を図っていく。また、工業技術センターの職員による技術シーズの移転、技術者養成研修、企業との共同研究、他連携支援機関・大学等の研究機関とのマッチング、研究会・協議会等の活動支援など、ソフト事業も実施する。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	令和 8 年度 (初年度)	令和 9 年度から令和 11 年度	令和 12 年度 (最終年度)
<b>【制度の整備】</b>			
①不動産取得税・固定資産税の減免措置	運用	運用	運用
②地域未来交付金の活用	新規事業の検討及び運用	新規事業の検討及び運用	新規事業の検討
<b>【情報処理の促進のための環境整備 (公共データの民間公開等)】</b>			
①工業技術センターによる情報提供	運用	運用	運用
②地域情報の提供	運用	運用	運用
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>			
相談受付	運用	運用	運用

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>本県では、製造業等を支える技術支援機関として、公設試験研究機関の山形県工業技術センターを配置（本所：山形市、置賜試験場：米沢市、庄内試験場：三川町）し、県内全域を支援する体制としている。本所では、広範で多様な課題に対する技術相談及び指導、受託試験、企業との共同研究、更に先導的研究開発プロジェクトを実施するなど高度かつ総合的な技術支援を担い、試験場は各地域の産業特性を踏まえ、地域企業のニーズ把握に努め、技術相談及び指導、受託試験等を中心に研究開発も含めて本所と連携しながら地域に密着した技術支援を行っている。</p> <p>公益財団法人やまがた産業支援機構は、本県における産学官連携創造サイクルの創生、先端技術に関わる研究開発プロジェクトの推進、先導的な研究開発の支援と技術支援基盤の整備等により、企業の市場競争力を強化し、本県産業の自立的発展が推進されるよう、全県をカバーし支援を行っている。さらに、地域経済の振興を目的に、県内中小企業等の経営基盤の強化に関する事業や、販路開拓等の支援事業等を実施することで、中小企業等の経営安定と発展を支援している。</p> <p>高等教育機関に関しては、山形大学において高分子・有機材料の分野、慶應義塾大学先端生命科学研究所においてバイオテクノロジー分野の研究開発が行われている。</p> <p>地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、これらの地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、本県では、これらの支援機関による連携支援計画に基づき、事業者に対する適切な支援を図る。</p> <p>(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法</p>
--

① 山形県工業技術センター

本県全域における製造業等の課題解決、技術高度化を目的に、技術相談対応、研究開発、企業との共同研究、先導的・戦略的な研究プロジェクト推進、受託試験・設備使用、研修等による技術者養成、他の連携支援機関・大学等外部機関との連携等、幅広く地域の企業を支援。

産業化・事業化につながるような研究開発の支援と、先端研究を行っている大学等研究機関のシーズを活用した企業への技術移転の支援、研究成果の積極的な普及活動の実施、技術確立や製品化のための設計・試作・評価の工程におけるハード・ソフト両面での技術支援を実施。

② (公財) やまがた産業支援機構

大学等との連携や企業間の連携、国などの競争的資金の獲得をコーディネートし、研究開発プロジェクトへと発展させ、マネジメントする。「山形県バイオクラスター形成会議」では構成団体として、クラスター形成に向けた県内企業等への支援を実施。

また、相談対応・指導助言等による経営基盤強化の支援のほか、発注企業の開拓や取引あっせん、商談会の開催等により、県内企業の販路開拓や受注拡大への支援をする。

③ (公財) 庄内地域産業振興センター

「山形県バイオクラスター形成会議」の構成団体として、慶應義塾大学先端生命科学研究所を核としたバイオクラスター形成に関する施策の管理法人機能を果たし、同研究所及び研究所発のベンチャー企業と県内企業等との共同研究シーズの発掘及びコーディネート並びに産業化まで切れ目のない支援を実施。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

本促進区域には、数多くの秀麗な山々や県土を縦貫する最上川、雄大な日本海など、豊かな緑や清らかな水などの美しく豊かな自然に恵まれている。本基本計画の推進にあたっては、山形県環境基本条例の目指す「持続的な発展が可能な豊かで美しい山形県」の実現に向けて、山形県環境計画に基づき、資源・エネルギーの利用の効率化及び循環の促進など環境の保全に十分に配慮しながら、地域社会や住民生活との調和共存を図っていくことが重要である。

このため、当該促進区域においては、各種関係法令等に基づき、適切な規制・指導等を行うとともに、具体的な事業の実施に際して課題が生じうる事項への対策については、住民の理解を得るため、事業者と行政が一体となって、事前に十分な説明を行い、地域の安全と平穩の確保に努める。また、国や県、市町村が定める各種計画等との調和の保持に十分に配慮する。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に規定する鳥獣保護区、「自然公園法」に規定する国立公園区域、国定公園区域、県立自然公園区域、「自然環境保全法」に規定する県自然環境保全地域、その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環

環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）内での整備の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、関係機関及び自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、これら多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。国立公園・国定公園を実施場所に含む地域経済牽引事業計画を承認する際は、環境省地方環境事務所（または県自然環境保全部局）と調整を図るものとする。

## （２）安全な住民生活の保全

地域における自主的な防犯活動の促進とともに、防犯に配慮した環境づくりが重要であることから、県では、平成 19 年に施行された「山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例」に基づく「山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」の推進により、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備の取組みを行う。

### ア 犯罪の防止等と安全の確保に配慮した道路等の維持管理

#### a 防犯の指針を踏まえた道路等の施設の管理維持

- ・通学路の安全性を確保するため、道路等の施設を適切に維持管理するほか、安全点検等を含め定期的なパトロールを実施する。

#### b 防犯設備等の整備・改善の促進

- ・市町村や関係団体に対して、研修会や防犯出前講座等を活用し、防犯指針に基づき、道路などの見通しや照度の確保等地域の安全点検の実施を働きかけ、防犯灯などの防犯設備の整備・改善を促進する。

### イ 犯罪の防止に配慮した住宅の普及

#### a 住宅防犯に関する情報提供

- ・ホームページ、研修会や街頭広報、相談窓口等において、住宅における防犯対策を積極的に紹介し、被害の未然防止を図る。

#### b 関係機関・団体等と連携した防犯設備・機器の普及

- ・防犯設備に関する専門的な知識を有する防犯設備士や警備業者、住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者と連携し、防犯性能の高い設備・機材の普及に努める。

### ウ 金融機関・商業施設等の防犯性の向上

#### a 防犯対策や体制の整備、従業員等への安全指導

- ・金融機関や深夜営業施設等、防犯体制の強化が求められる業種との連携を強化するとともに、防犯協議会等防犯ネットワークの加盟を促進し、防犯設備の整備・改善及び従業員等の安全指導を徹底して防犯対策の強化を図る。

#### b 犯罪発生情報の提供と防犯資機材の整備促進

- ・犯罪発生情報を迅速に提供することで、犯罪被害の防止を図るとともに、防犯資機材の導入と適切な管理運用を働きかけるなど、犯罪の被害に遭いにくい防犯環境の整備促進を図る。

#### c 強盗対応訓練や特殊詐欺阻止訓練による緊急時の適切な対応の習得

- ・強盗対応訓練を実施するほか、防犯資機材の設置や管理状況等の指導を行い、緊急時の適切な対応の習得を図る。

・水際で被害防止対策を強化するため、特殊詐欺被害が疑われる金融機関窓口での高額出金者や、コンビニエンスストアにおける高額電子マネー購入者への対応訓練を実施する。

d 大規模小売店舗の防犯対策への協力

・大規模小売店舗立地法に基づく届出があった場合、防犯設備の充実、施設管理の強化、緊急通報体制等について協力を求めていく。

e 事業所等における犯罪対策と犯罪意識の啓発

・犯罪を減少させ、安全で安心な地域づくりを推進するため、事業所等における防犯対策と防犯意識の啓発に努める。

(3) その他

「2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標」に記載した経済的効果の目標の達成状況等の整理・分析を毎年行い、事業等の進捗状況や課題を明らかにした上で、経済的目標の達成に向けた事業の内容の見直し、改善を図る。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり工場立地にあたって土地利用調整が必要な市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域2】

(市街化調整区域)

鶴岡バイオサイエンスパーク

鶴岡市覚岸寺字水上 223-1～4、234-1～2、239-2～3、273-1、290-1、291 の一部、292

鶴岡市北京田字下鳥ノ巣 6-1、6-5、23-1～2、29-1、79-1、84-4 の一部、87-1～3、132-2、139、140、141-1、144、149、151-5、152-1、154-1、155

(地区内における公共施設整備の状況)

鶴岡バイオサイエンスパークは、行政及び民間開発などにより、道路や調整池など必要な公共施設は整備されており、鶴岡市として新たに公共施設等の整備を行う必要がない状況である。

(地区内の遊休地等の状況)

本重点促進区域内においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(他計画との調和等)

鶴岡バイオサイエンスパークは、鶴岡都市計画における都市計画区域内にあり、その区域の一部は準工業地域として用途地域に指定されており、工場等の立地にも適する良好な操業環境の維持・充実に努めている。

同サイエンスパークは、庄内広域行政組合が策定した地方拠点法（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律）に基づく庄内地方拠点都市地域基本計画の中で、大学や研究機関、研究開発型企業、業務機能等の集積を図る区域に指定されている。

また、鶴岡市総合計画の中でも、研究機関や企業が集積する区域に位置付けられており、当該計画との調和は図られている。

(2) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域2】

鶴岡市覚岸寺字水上、鶴岡市北京田字下鳥ノ巣（鶴岡バイオサイエンスパーク）

(立地条件)

本区域は、鳥海山や月山等の眺望に恵まれており、庄内空港、鶴岡インターチェンジ、JR 鶴岡駅などの高速交通の接続点に近く、庄内地域の主要幹線道路である国道7号にも至近である。また、JR 鶴岡駅周辺の高度集積を中心とした既存市街地の都市利便性を享受でき、近くには工業団地群や山形大学農学部が立地しており、地域内外のさまざまな連携により、将来の大きな発展と地域活性化が期待されることから、地方拠点法（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律）の規定に基づく基本計画（庄内地方拠点都市地域基本計画）の中で、大学施設、試験研究機関、企業、業務機能等の誘致・集積の受け皿となる鶴岡バイオサイエンスパークを整備する地区に位置付け、鶴岡市ではその推進を図っている。

本区域の隣接地（市街化区域）には、平成13年度以降、複数の研究支援施設（慶應義塾大学先端生命科学研究所（以下、慶應先端研）、鶴岡市先端研究産業支援センター（バイオベンチャー企業等が入居するレンタルラボ）や慶應先端研発ベンチャー企業の次世代バイオ素材研究施設などが、それぞれ隣接して集積されており、日常的な連携がなされている。また、平成27年度に、鶴岡バイオサイエンスパークを世界レベルの開発拠点として、さらに高度化を促進するため、また、周辺の市街化区域内において必要とされる規模の開発を行えるような余剰地が残されていないことなどから、本区域は、研究開発施設や研究開発者等支援施設を目的として開発を許可され、平成30年度までに農地転用、土地造成、開発が完了し、宅地化されている。

今後整備予定の施設は、鶴岡バイオサイエンスパーク内に立地している慶應先端研発ベンチャー企業等の研究施設での事業を成長・発展させる次世代バイオ素材の研究施設や工場であり、本区域内に立地する本社研究施設と密接に関連しながら製品の評価・検証や改良が効率的に行われることで、地域への経済効果を最大化させるものであり、また、近接の市街化区域内においては建設可能な余剰地が残されていないことから、宅地化されている同区域内への建設を促進することが最も適切であり、市街化を促進しないものである。

以上のことから、本区域において整備を予定する施設については、現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設及び工場であり、立地条件は適当である。

(対象施設)

本区域において整備する当該施設は、既存の試験研究の用に供されている慶應先端研発ベンチャー企業等の研究施設と密接な連携が必要な工場や研究施設で、ファッション・アパレル分野をはじめ自動車分野など幅広い分野に活用できるサステナブルな次世代バイオ素材の製造及び研究・開発を行うものである。

当該施設は、上記立地条件のとおり既存研究施設の近傍に設置することが地域経済を最大化するために、最も効率的で必要不可欠である。

既存研究施設は、本区域が含まれる鶴岡バイオサイエンスパーク内にあるが、同パーク周辺の市街化区域には適切な規模の用地がなく、また、同パークの一部となっている本区域は、市街化調整区域であるものの、上記立地条件のとおり既に宅地化されており、その周辺において市街化を促進するものではなく、立地の必要性を認めることができる。

以上のことから、当該施設は、現に試験研究の用に供されている試験研究施設の近傍に立地する研究施設及び工場であることから、基本的な方針の第一へ(3)②(ii)に該当するものである。

## 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和12年度の末日までとする。

『第二期山形県ものづくり分野基本計画』に基づき法第13条第4項の規定による承認(法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。)を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消については、なお従前の例による。